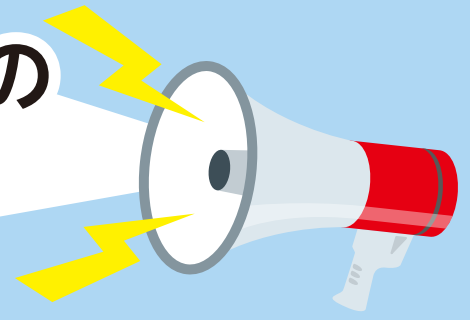


# 商業宣伝による拡声機の使用制限について



商業宣伝を目的とした拡声機の使用については、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、東京都環境確保条例という）」により、基準等が定められています。次の内容をご確認のうえ、遵守事項等を守って使用してください。  
東京都環境確保条例（第129条、第130条）／同施行規則（第65条、第66条、第67条）

拡声機とは？ >>> ※拡声機とは、「音声、音楽等を拡大して直接不特定多数の人に聞かせる設備」を言います。



## ① 移動車など移動しての拡声機使用について

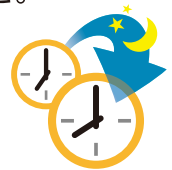
### 使用を禁止する区域

- ① 学校又は病院の敷地の周囲30m以内の区域



### 使用に係る遵守事項

- ① 午後7時から翌日午前8時までの間は、拡声機を使用しないこと。
- ② 拡声機を使用するときは、使用時間は1回10分以内とし、1回につき15分以上の休止時間をおくこと（同一場所において使用する場合に限り。）
- ③ 幅員4m未満の道路において拡声機を使用しないこと。
- ④ 拡声機から発する音量は、地域毎により定められた音量の範囲内とすること。



## ② 店舗の店頭など固定しての拡声機使用について

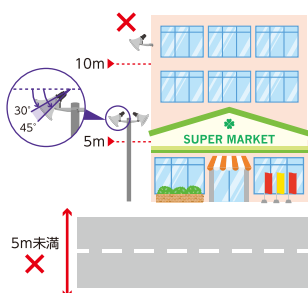
### 使用を禁止する区域

- ① 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域並びにその周囲30m以内の区域
- ② 学校又は病院の敷地の周囲30m以内の区域



### 使用に係る遵守事項

- ① 午後7時から翌日の午前8時までの間は、拡声機を使用しないこと。
- ② 拡声機を使用するときは、使用時間は1回10分以内とし、1回につき15分以上の休止時間をおくこと（同一場所において使用する場合に限り。）
- ③ 幅員5m未満の道路において拡声機を使用しないこと。
- ④ 拡声器（携帯用の拡声機を除く。）の間隔は50m以上とすること。
- ⑤ 地上10m以上の位置で拡声機を使用しないこと。
- ⑥ 地上5m以上の位置で拡声機を使用するときは、拡声機は道路方向に平行にし、かつ、水平方向から下方30度から45度までの角度で使用すること。
- ⑦ 拡声機から発する音量は、地域毎により定められた音量の範囲内とすること。

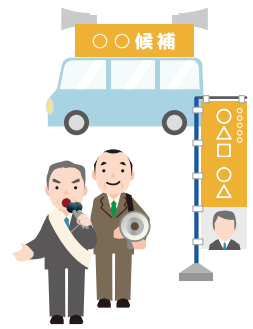


### ③

## 個人での拡声機使用について

個人では直接、屋外で騒音を発する状態で拡声機を使用してはいけません。  
ただし、以下の項目に該当する場合は、この限りではありません。

- ① 公共のため(公共機関のお知らせ、選挙放送等)に使用する場合
- ② 商業宣伝を目的として、先の「店舗の店頭など固定しての拡声機使用について」と同様に各種事項を遵守する場合。
- ③ 次の「④適用除外」にて定められていることを行う場合。



### ④

## 適用除外

以下の項目に該当する場合は適用除外となります。

- ① 祭礼、盆おどりその他の地域慣習となっている行事に伴い、地域毎により定められた音量の範囲内で午前8時から午後11時までの間に使用する場合。
- ② 集団の整理誘導等のために使用する場合。



### ⑤

## 拡声機から発する音量の基準

(音源直下から10mの地点における音量)

### 55デシベル(第一種区域)

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 第一種文教地区
- 無指定地域(第二種区域に該当する区域を除く。)



### 60デシベル(第二種区域)

- 近隣商業地域  
(第一種区域に該当する区域を除く。)
- 商業地域  
(第一種区域に該当する区域を除く。)
- 準工業地域
- 工業地域
- 各々に接する地先及び水面

